

御池地下駐車場管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、駐車場法第13条第1項の規定に基づき、京都市御池駐車場及び京都御池地下街株式会社（以下「当社」という。）が設置する路外駐車場（以下「駐車場」という。）の運営の基本となるべき事項を定めることを目的とする。

(駐車場の名称及び位置)

第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 御池地下駐車場(京都市御池駐車場及び御池地下駐車場)
位置 京都市中京区下本能寺前町他

(駐車場管理者の名称及び所在地)

第3条 駐車場管理者の名称及び所在地並びに代表者の氏名次のとおりとする。

法人の名称 京都御池地下街株式会社
所在地 京都市中京区御池通寺町東入下本能寺前町492番地1
代表者氏名 代表取締役社長 鈴木知史

(有料供用時間及び入退場時間)

第4条 駐車場の有料供用時間及び駐車場の自動車（駐車場法第2条第4号に定める自動車。以下「車両」という。）の入退場は、次のとおりとする。ただし、社長が必要と認めるときは、これを臨時に変更することができる。

有料供用時間 毎日午前零時から午後12時まで
入退場時間 毎日午前零時から午後12時まで

(営業休止等)

第5条 次の場合には、駐車場の全部又は一部について、営業休止、車路の通行止め、駐車した車両の退避等を行うことがある。

- (1) 天災地変による災害、火災、浸水、爆発、施設又は器物の損壊、その他これ等に準ずる事故が発生し、又は、発生する恐れがあると認められる場合。
- (2) 保安上営業の継続が適当でないと認められる場合。
- (3) 工事、消毒等を行うため、休止の必要があると認められる場合。

(駐車できる車両)

第6条 駐車することのできる車両は、積載物又は取付け物を含めて、長さ5.5メートル、幅2メートル、高さ2.1メートルを超えないものに限る。

第2章 利 用

(駐車場の入退出等)

第7条 駐車場の利用者は、入場する際に入口において駐車券（第1号様式）の交付を受け、標識、信号機の表示もしくは係員の指示に従い、各車室駐車位置に駐車する。

2 利用者は退場する際に、駐車場出口において駐車券を返納し、所定の駐車料金を支払い（回数券・プリペイドカード等の支払を含む「以下各条においても同じ」）出庫しなければならない。ただし、社長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 第17条に規定する定期駐車券により車両を駐車させる者は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、車両を入場させる際及び駐車場から車両を退場させる際に当該定期駐車券を提示しなければならない。

4 駐車場の管理上必要があるときは、出入口の一部を閉鎖することがある。

(駐車の拒否)

第8条 当社は、次の各号の一に該当する場合は、駐車を拒否することができる。

- (1) 駐車場の構造上駐車させることができないとき。
- (2) 発火、引火又は爆発のおそれのある物品を積載しているとき。
- (3) 著しく悪臭を発する物品を積載しているとき。
- (4) 他の車両の駐車を妨げる物品を積載しているとき。
- (5) 前各号のほか、駐車場の管理上支障があると認められるとき。

(駐車位置の変更)

第9条 駐車の管理上必要があるときは、駐車位置を変更させることがある。

(駐車位置の限定)

第9条の2 1週間定期券による駐車車両の駐車位置は当社が設置する駐車場に限定する。

(駐車場内の通行)

第10条 利用者は、駐車場内において、道路交通関係法令に定める例により車両の運行を行うほか、次の事項を守らなければならない。

- (1) 安全速度を遵守すること。
- (2) 追越しをしないこと。

- (3) 駐車位置を離れる車両を優先すること。
- (4) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。
- (5) 標識、信号機の表示又は係員の指示に従うこと。

(禁止行為)

第11条 利用者は、前条の規定を遵守するほか、駐車場内において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第5号及び第6号に規定する行為で、社長が特にやむを得ないと認めて許可した場合は、この限りでない。

- (1) 他の車両の駐車を妨げること。
- (2) みだりに火気を使用すること。
- (3) みだりに騒音を発すること。
- (4) ごみその他汚物をすてること。
- (5) 喫煙すること
- (6) 飲食物その他の物品を販売し、又は陳列すること。
- (7) 広告類を掲示し、又は配布すること。
- (8) 施設その他の工作物及び駐車中の車両を汚染し、又は破損するおそれのある行為をすること。
- (9) 前各号のほか、駐車場の管理上支障をおよぼすおそれのある行為をすること。

(利用者の義務)

第12条 利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 車両内には、貴重品及びその他の物品を留置しないこと。
- (2) 駐車位置、場内交通規制等駐車場の利用にあたっては、標識、信号機の表示並びに係員の指示に従うこと。

(立入禁止)

第13条 駐車場に駐車する車両の運転者、同乗車、乗客その他用務のあるものの以外の者は、駐車場へ立入ることができない。

(駐車時間の制限)

第14条 利用者は、同一の車両を引続き1週間を超えて駐車させることはできない。ただし、あらかじめ当社の承認を得た車両は、この限りではない。

- 2 定期駐車券を利用する車両についても通用期間満了後は、前項と同様とする。
- 3 当社の承認なくこの期限を超える駐車時間については、第16条第2項及び第3項の規定により算定する1日あたりの駐車料金を、日数に応じて加算する。

(車両引取等の措置)

- 第15条 利用者が、前条の制限時間超過後も車両を引取らない場合には、当社は、当該車両の自動車検査証記載の所有者又は使用者に対し、引取の督促又は引渡しを行うことができる。
- 2 所有者又は使用者が前項の引取を拒絶するか、又は、所在が不明の場合には、一定期間の告示を経て、当社にて必要な措置を講じることができる。

第3章 駐車料金及び駐車料金の算定等

(駐車料金)

- 第16条 駐車料金の種類は、次のとおりとする。
- (1) 時間制 駐車時間により料金を徴収するもの
 - (2) 定期制 定期契約により料金を徴収するもの
 - (3) 回数制 回数券、カード券により料金を徴収するもの
- 2 時間の区分は、次のとおりとする。
- (1) 昼間 7時から22時まで
 - (2) 夜間 22時から24時まで、及び0時から7時まで
- 3 昼間の駐車料金は、1車両あたり、駐車時間30分につき自動二輪車及び原動機付き自転車100円、自動二輪者以外の自動車300円とする。
- 夜間の駐車料金は、1車両あたり、駐車時間1時間につき自動二輪車及び原動機付き自転車100円、自動二輪者以外の自動車260円とする。
- 昼間の30分未満の端数は30分に切上げ、夜間の一時間未満の端数は1時間に切り上げる。
- 4 前項の規定にかかわらず、自動二輪車及び原動機付き自転車の時間制駐車料金の適用については、昼間、夜間ごとに520円を限度額とする。自動二輪車以外の時間制駐車料金の適用については、昼間は1,800円を限度額とし、夜間は780円を限度額とする。

(定期駐車券)

- 第17条 定期制により駐車場を利用しようとする者は、定期駐車券交付申請書(別記様式)を提出し、本条別表に規定する各区分に基づく定期駐車券(第2号様式)の交付を受けなければならない。ただし、月の途中から定期制により車両を駐車させようとするときは、別に定める方法により算定する定期駐車料金を、利用を開始しようとする日(以下「開始日」という。)までに、納付しなければならない。
- 2 定期駐車券(1週間定期駐車券を除く)の通用期間は、毎月1日からその月の末日までとする。ただし、定期駐車券を継続使用しようとする者は、毎月末日までに翌月分の定期駐車料金を納付し、更新の手続を受けなければならない。
- 3 1週間定期駐車券の通用期間は発行の日から1週間とし、更新は行わな

い。

- 3 月の途中から定期制で駐車させる場合の定期駐車券の通用期間は、開始日から翌月の末日までとする。
- 4 第2項及び第3項の規定にかかわらず、社長が特に必要と認めるときは、定期駐車券の通用期間を12か月間まで延長することができる。
- 5 駐車場が満車のときは、定期駐車券利用者であっても駐車を断ることがある。この場合において、定期駐車料金の割戻しはしない。

【別表】定期（適用期間1箇月）駐車券区分・駐車時間・料金等

車種・区分		駐車できる時間	料金
原動機付き自転車定期駐車券 (125cc以下)		午前0時から午後12時まで	8,900円
		平日の午前7時30分から午後8時まで	6,700円
		午後5時から翌日の午前10時まで	3,660円
自動二輪車定期駐車券 (125ccを超える)		午前0時から午後12時まで	10,470円
		平日の午前7時30分から午後8時まで	8,270円
		午後5時から翌日の午前10時まで	5,230円
自動二輪車以外の	一般定期駐車券	午前0時から午後12時まで	47,140円
	昼間定期駐車券	午前6時から午後12時まで	31,420円
	夜間定期駐車券	午後5時から翌日の午前10時まで	20,950円
	平日昼間定期駐車券	平日の午前6時から午後12時まで	25,140円
	特定平日昼間定期駐車券	平日(土曜日を除く)の午前6時から午後12時まで	20,950円
	1週間定期駐車券	午前0時から午後12時まで	11,000円

(注) 平日とは、土日祝を除く日のこと。

(定期制により駐車させる車両の変更)

第18条 定期制により駐車させる車両を変更しようとする者は、あらかじめその旨を社長に届出なければならない。ただし、料金の変更を伴うこととなるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定による届出をしようとする者は、当該届出の際に、定期駐車券を提出しなければならない。
- 3 社長は、前項の規定により定期駐車券の提出を受けたときは、当該定期駐車券の記載事項を訂正し、これを当該届出をした者に返付する。

(回数駐車券)

第19条 自動二輪車以外の自動車の駐車場利用者の便益をはかるため、回数使用の可能なカード駐車券（第3号様式）並びに回数駐車券（第4号様式）を別表第1及び別表第2のとおり定め、発行することができる。

[別表第1]

種類	券種	金額
カード駐車券	5,500円券	5,000円
	11,000円券	10,000円
	22,000円券	20,000円

[別表第2]

種類	回数券の種類	金額
回数駐車券	260円券11枚つづり2,860円相当	2,600円
	300円券11枚つづり3,300円相当	3,000円

2 カード駐車券及び回数駐車券の料金は、当該駐車券を引き渡す際に収納する。

(料金の収納)

第20条 収納金を領収したときは、領収調書（第5号様式ア）による領収書を納入義務者に交付する。ただし、金銭登録機（第5号様式イ）及び駐車料金精算機（第5号様式ウ）により領収書を発行する場合は、この限りでない。

(不正利用に対する追徴金等)

第21条 利用者が退場の際、出口において、所定の駐車料金を支払わずに出庫したときには、所定の駐車料金の他に、請求手続等の費用を必要とした場合は、これを追徴金として徴収することができる。

2 利用者が、定期駐車券・カード駐車券等を改ざん・変造等不正に使用したときについても、前項の規定を適用するものとする。

(駐車料金の不還付)

第22条 既納の駐車料金は、還付しない。ただし、利用者の責によらない事由により車両を駐車させることができなくなった場合においては、その全部又は一部を還付もしくは納付を免除することがある。

第4章 保管責任及び損害賠償

(利用者の損害賠償責任)

第23条 利用者は、本規程に定める事項に違反し、もしくは故意又は過失により駐車場施設並びに駐車場に駐車中の車両に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(管理者の損害賠償責任)

第24条 当社は、有料供用時間中に駐車場に駐車する車両の滅失又は損傷については、損害賠償の責を負わないものとする。ただし、その車両の保管に関し、当社が善良な注意を怠った場合は、この限りでない。

(附帯施設)

第25条 当駐車場には、次の附帯施設を設置している。

- (1) 自動販売機
- (2) 電気自動車充電設備

(その他定めのない事項)

第26条 この規程に定めのない事項については、関係法令の規定に基づき措置するほか、この規程の施行に関し必要な事項は、社長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成9年5月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 定期駐車券の発行その他料金を徴収するために必要な準備行為は、この規程の施行前においても行うことができる。

附 則

- 1 この規程は、平成10年2月15日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。(料金改正・営業時間の変更等)

- 2 改正後の料金を徴収するために必要な準備行為は、この規定の変更前においても行うことができる。

附 則

- 1 この規程は、平成13年9月1日から施行する。（所在地の変更）

附 則

- 1 この規程は、平成14年6月25日から施行する。（代表者の変更）

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この規定は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規定は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この規定は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この規定は、令和4年6月28日から施行する。